

報道関係者 各位

平成31年2月22日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 上月 眞史

(直通電話) 03-5403-2205

アート警備不当労働行為再審査事件 (平成29年(不再)第21号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪 和雄）は、平成31年2月21日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は次のとおりです。

【命令のポイント】

～団体交渉申入れに対して、一部の事項について書面による回答だけを行ったことや開催条件に固執して団体交渉を拒否したことなどの会社の対応が、不当労働行為であるとされた事案～

- 団体交渉申入れに対して、書面により回答を行ったことを含む会社の一連の対応は、これにより団体交渉が実施されたとすることはできず、また、団体交渉の実施に向けた準備行為ということもできないから、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たる。
- 団体交渉申入れに対して、組合に、会社提示の条件のすべてに同意する旨の書面を求め、これを不当とする組合からの協議申入れ等を拒絶し、必要性や相当性を明らかに欠く会社提示の条件に固執し、団体交渉を開催しないことは、正当な理由がない団体交渉拒否であることは明らかであるから、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

I 当事者

再審査申立人：株式会社アート警備（「会社」）（埼玉県川口市） 従業員約100名（初審申立て時）

再審査被申立人：川口市関連職員協議会（「組合」）（埼玉県川口市） 組合員約100名（初審申立て時）

II 事案の概要

- 本件は、会社が、組合からの団体交渉（以下「団交」）の申入れにつき、一部の事項について書面により回答したほか、団交開催条件として、①団交の内容その他団交に関する情報の一切についてこれを秘密として保持し、正当な理由なく第三者に開示又は漏洩しないこと、②団交において録音・撮影を行わないこと、③団交において会社代理人弁護士の議事進行に従うことの3項目（以下「団交3条件」）のすべてに同意する旨の書面の提出を求め、組合がこれに応じないことを理由に団交を開催しなかったこと等が、労働組合法（以下「労組法」）第7条第2号の不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件である。
- 初審埼玉県労働委員会は、会社が団交を拒否したことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、会社に対し、組合が会社の求める団交ルールに同意しないことを理由とする団交拒否の禁止、文書手交、団交応諾及び履行報告を命じたところ、会社はこれを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

本件再審査申立てを棄却し、初審命令後の事情変更（会社と組合の組合員との雇用契約終了）により、初審命令の一部を変更する。

2 判断の要旨

(1) 争点1のア（会社が、団交申入れにつき、「対面による団交」の代替として、書面により、議題（要求事項などへの回答を行ったことと不当労働行為の成否）

ア 団体交渉は、労使双方が同席、相對峙して自己の意思を円滑かつ迅速に相手に直接伝達することによって、協議、交渉を行うことが原則であり、労使双方の合意がある場合又は直接話し合う方式を採ることが困難であるなど特段の事情がある場合を除いては、書面の回答により団交が実施されたことにはならないというべきである。

イ 会社が組合に対して送付した書面による回答等は、その内容からして、形式的にも実質的にも団交の体をなしておらず、「対面による団交」の代替となりうるようなものであったとは到底いえないし、そもそも書面により団交が実施されたといえる場合についての上記の要件を満たしていないことも明らかである。そして、これらの会社の対応は、組合からの申入れによる団交が実施されていないことだけにとどまらず、会社が団交申入れを拒絶したものと十分に評価できる。

(2) 争点1のイ（会社が、団交申入れにつき、団交開催条件として、団交3条件の3項目すべてに同意又は同意書・誓約書の提出を求め、組合がこれに応じないことを理由に団交を開催しなかったことと不当労働行為の成否）

ア 団交実施に当たって、一方当事者が団交の場所や時間、議事の進行その他について団交実施のための条件を付すことは、相手方に異存がない場合のほか、団交を円滑に実施するための有効、適切かつ合理的な必要性和相当性が認められ、かつ相手方の利益等を不当に害するものでないときには、許されないわけではない。そして、一方当事者が設定した条件に応じない限り団交を実施しないことに正当な理由があると認められるのは、上記の必要性和相当性が明らかに認められ、相手方がこれを拒絶することが不当と評価できる場合に限られると解される。

イ 会社は、団交3条件を付すことを求めた理由として、組合の5つの問題（①執拗な要求の繰り返し、②従前の団交での組合の対応、③連絡体制の不備、④暴言、⑤委託元への不当な圧力行為）があった旨主張する。

しかしながら、①については、本件全証拠によっても、会社が組合員の労働条件等に関わる組合からの団交その他の申入れやこれに伴う折衝等において、集团的労使関係を規律する労組法その他の法規が予定する使用者としての負担の限度を超えるような問題は認められない。また、②ないし⑤については、時に利害が大きく対立する関係にある労使の交渉等において、ある程度厳しい応酬や交渉態度等が出現することもやむを得ないというべきであって、会社の主張を前提としても、組合の対応や発言その他がその限度を超えているとは到底認められず、会社において甘受すべき程度の事項であるといえる。

以上のとおり、会社の主張は失当というほかない。そうすると、会社が組合と団交を実施する条件として団交3条件を求めたことには、その根拠がないことになる。そして、これらを離れて検討しても、会社が団交3条件を求めることについては、具体的、現実的な必要性和相当性があったといえないことも明らかである。

ウ 会社は、団交申入れにつき、組合に団交3条件の受入れを求め、これを不当とする組合からの協議の申入れ等を拒絶し、上記アの前提を明らかに欠く団交3条件に固執して、団交を開催しないのであるから、正当な理由がない団交拒否であることは明らかである。

(3) 争点2（争点1で、不当労働行為の成立が肯定された場合の救済方法）

ア 救済利益

会社と委託元との業務委託契約は終了し、組合の組合員は、会社との雇用関係がなくなったが、本件団交申入れに係る交渉事項のうち再審査手続きにおいて組合が主張する事項については、なお団交を実施して問題を解決すべき利益と必要があるといえる。

イ 救済方法

本件における不当労働行為に対する救済方法としては、一切の事情を考慮すると、初審と同様の方法によるのが相当であり、会社の再審査申立てを棄却することとするが、初審命令の後に上記アの事情変更があるので、初審命令のうち、団交応諾を命じた救済命令について、その対象を救済利益がなお認められる範囲に変更する。

【参考】初審救済申立日 平成28年6月30日（埼玉県労委平成28年（不）第2号）
初審命令交付日 平成29年4月7日
再審査申立日 平成29年4月10日